

対象となる方

以下の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ハローワークに求職の申し込みをしている方
- 労働の意思と能力がある方
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認める方



注) 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方、公的職業訓練の受講修了後1年未満の方(実践コースへの連続受講を除く。)などは、原則として対象となりません。

職業訓練受講給付金

支給額

[職業訓練受講手当] 月額10万円

[通所手当] 通所経路に応じた所定額 (上限42,500円) ※最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路、及び方法による。

[寄宿手当] 10,700円 ※訓練を受講するために、同居する配偶者等と別居して寄宿することが必要であるとハローワークが認めた場合に限る。

注) いずれの手当も、原則1か月の支給単位期間ごとに支給。支給単位期間の日数が28日未満の場合、支給額は別途算定となり、受講手当の場合日額3,580円に日数を乗じた額を支給。

以下の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の失業給付を受給できない
- ② 本人前月收入が月8万円以下(※1)
- ③ 世帯全体の収入が月30万円以下(※1)(※2)
- ④ 世帯全体の金融資産が300万円以下(※2)
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑥ 訓練実施日全てに出席する
やむを得ない理由により欠席し、証明ができる場合(育児・介護を行う方や求職者支援訓練の基礎コースを受講する方は証明ができない場合も含む)であっても、支給単位期間^{※3}で8割以上の出席が必要です。
※eラーニングコースの「実施日が特定されている科目(対面指導等)」は、あらかじめ設定された日時で受講する必要があります。
- ⑦ 訓練期間中～終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談をする
- ⑧ 同世帯に同時にこの給付金を受給して訓練を受ける方がいない(※2)
- ⑨ 既にこの給付金を受給した場合、前回の受給から6年以上経過
- ⑩ 過去3年以内に偽りその他不正の行為により特定の給付金の支給を受けたことがない

なお、②又は③を満たさない場合であっても本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で①および④～⑩を満たす場合は、訓練施設への交通費(通所手当)を受給することが可能です。

- (※1)「収入」とは、税引き前の給与などのほか、年金その他全般の収入を指します。(一部算定対象外の収入もあります。)
(※2)「世帯」とは、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。(内縁の関係にある者は「配偶者」とみなします。内縁の関係にあるか否かの確認は、住民票謄本の続柄等の「夫(未届)」等の記載により確認します。)
(※3)「支給単位期間」とは、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切られた給付金支給の対象となる個々の期間をいいます。

* 詳細は、ハローワークの訓練窓口でおたずねください。

求職者支援資金融資のご案内

- 職業訓練受講給付金を受給できる方で、その給付金だけでは生活費が不足する場合には希望に応じて労働金庫(ろうきん)の貸付制度を利用することができます。
- 貸付上限額は、同居又は生計を一にする別居の配偶者等がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。



求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりでなく、これを繰り返すと訓練の受講継続ができなくなるほか、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となることがあります。

インターネットからも
情報をご覧いただけます

埼玉労働局 求職者支援訓練

検索